個人情報ファイルの名称	家庭教育支援事業 本庄市親の学習推進委員会情 報ファイル
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市親の学習講座講師派遣及び会議の円滑な運営
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5資格、6 職業・職歴
記録範囲	本庄市親の学習推進委員及び派遣先担当者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	子ども会関連名簿	
行政機関等の名称	本庄市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課	
個人情報ファイルの利用 目的	本子連及び単位子ども会育成会に関する業務のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6メールアドレス	
記録範囲	本子連役員及び単位子ども会育成会の会長	
記録情報の収集方法	・本人 ・民間・私人 (法令等に定めがある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市民総合大学推進事業事務	
行政機関等の名称	本庄市長、本庄市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課	
個人情報ファイルの利用 目的	市民総合大学の企画・運営に関する業務のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6メールアドレス	
記録範囲	市民総合大学受講生及び講師	
記録情報の収集方法	・本人・他の市の機関、他の官公庁(本人の同意がある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	子ども大学ほんじょう開催事務	
行政機関等の名称	本庄市教育委員会	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども大学ほんじょうの企画・運営に関する業務の ため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6メールアドレス	
記録範囲	子ども大学ほんじょう応募者、学生及び講師	
記録情報の収集方法	・本人 ・他の市の機関、他の官公庁、民間・私人(本人の同意がある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市公民館事業		
行政機関等の名称	本庄市教育委員会		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課		
個人情報ファイルの利用 目的	社会教育法第22条の規定に基づく事務を行う。		
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号		
記録範囲	本庄市民及び公民館利用者		
記録情報の収集方法	本人		
  要配慮個人情報が含まれ			
るときは、その旨	含まない		
	含まない -		
るときは、その旨	含まない   一   (名 称)本庄市 総務部 行政管理課   (所在地)〒367-8501   埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	小学生学習支援事業事務		
行政機関等の名称	本庄市教育委員会		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課		
個人情報ファイルの利用 目的	小学生学習支援事業「学ぼう舎」の企画・運営に関する業務を行うため。		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7健康状態		
記録範囲	学ぼう舎に参加する児童及びその保護者、みんなの 師匠登録者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		